

## 秋田県就農支援資金県貸付金貸付等要領

### 第1 総則

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「一部改正法」という。）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「法」という。）第18条第1項の規定による都道府県の貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付け等に関しては、一部改正法附則第9条第3項に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 県貸付金の貸付手続

#### 1 貸付申請

県貸付金の貸付けを受けようとする（公社）秋田県農業公社（以下「公社」という。）及び法第17条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める時期までに、知事に貸付申請書（別添様式第1号）を提出するものとする。

この場合において、融資機関にあっては、法第4条第4項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）から提出のあった就農支援資金貸付申請書（別添様式第14号）の写しを添付するものとする。

#### 2 貸付決定の通知

知事は、貸付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査等を行い、当該申請に係る貸付金の交付が、法令等に違反していないかどうか、事業の目的及び内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、貸付けすべきものと認めるときは、遅延なく、公社又は融資機関に対して、別添様式第2号により貸付決定を行うものとする。

#### 3 県貸付金の支払請求

公社及び融資機関は、2の貸付決定に基づき県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に支払請求書（別添様式第3号）を提出するものとする。

この場合において、公社にあっては、支払請求と併せて資金計画（別添様式第4号）を知事に提出するものとする。

#### 4 県貸付金の交付

県貸付金の交付は、3に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、公社及び融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、借用証書（別添様式第5号）を知事に提出するものとする。

### 第3 貸付条件等

#### 1 県貸付金の利率、償還期間、償還方法等

(1) 県貸付金の利率は、無利子とする。

(2) 償還期間は、公社に貸し付ける場合にあっては21年（10年以内の据置期間を含む。）以内とし、融資機関に貸し付ける場合にあっては12年（5年以内の据置期間を含む。）とする。

(3) 償還方法は、公社に貸し付ける場合にあっては均等半年賦償還、融資機関に貸し付ける場合にあっては均等年賦償還の方法によるものとする。

(4) 償還期日は、事務の合理化の観点から毎年度5月31日及び11月30日とする。ただし、償還期日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日をもってこれに充てる（第4の2の（1）のエにおいて同じ。）。

- (5) 融資機関に貸し付ける場合の(1)から(4)までの貸付条件については、別記1及び別記2の融資機関が県貸付金を原資として認定就農者に貸し付ける就農支援資金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそれぞれ同一条件とする。

## 2 繰上償還

- (1) 公社及び融資機関が、県貸付金の繰上償還を行う場合は、30日前までに、別添様式第6号によりその旨知事に通知するものとする。

- (2) 繰上償還を行う場合の償還日は、事務の合理化の観点から極力、毎年度7月31日及び11月30日とする。ただし、融資機関にあっては、次のア及びイに掲げる場合には、就農支援資金に係る償還金又は一時償還金の受領後、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 認定就農者が、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたことにより繰上償還を行い、融資機関が、当該繰上償還に係る償還金を受領した場合

イ 第4の2の(13)の規定による一時償還金を受領した場合

## 3 償還方法の変更

- (1) 融資機関は、就農支援資金について、認定就農者に対する償還方法の変更を行う場合(第4の(10)及び(11)に係るものを除く。)には、当該県貸付金の県への償還について償還方法の変更の申請を、別添様式第7号により知事に対して行うことができるものとする。

- (2) 償還方法の変更の承認

知事は、(1)による申請を受けた場合には、これを審査し、償還方法を変更することが適当と認めるときは、速やかに、別添様式第8号により償還方法の変更を承認するものとする。

## 4 他の用途の禁止

公社及び融資機関は、法令その他の規定に違反して、県貸付金を他の用途に使用してはならない。

## 5 貸付条件違反による一時償還

- (1) 公社及び融資機関は、次のアからウまでの一に掲げる場合において知事が償還期間の満了前に当該県貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。

ア 4、6、8、10、11及び12の規定に違反した場合

イ 正当な理由なく県貸付金の償還を怠った場合(ただし、認定就農者又は法第4条第4項に規定する認定農業者(以下「認定雇用者」という。)による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、融資機関又は公社が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

ウ その他誠実に認定就農者への資金の貸付けを行わない場合

- (2) 公社及び融資機関は、(1)(イを除く。)の規定により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該県貸付金の総額(公社及び融資機関が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定に準じて算出した金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

この場合、知事は、公社又は融資機関に対し、第2の2の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 6 延滞金

公社及び融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、融資機関にあって

は、認定就農者による就農支援資金の償還が償還期日までに行なわれなかった場合には、融資機関が償還すべき期日の翌日から認定就農者により就農支援資金の償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

## 7 償還の猶予

### (1) 償還の猶予の申請

ア 公社は、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、知事の認可を受けた就農支援資金貸付業務規程の定めるところにより認定就農者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、別添様式第9号により知事に対して行うことができるものとする。

イ 融資機関は、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、認定就農者又は認定雇用者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、別添様式第9号により知事に対して行うことができるものとする。

### (2) 償還の猶予の決定

知事は、(1)のア又はイによる申請を受けた場合には、これを審査し、猶予することが適当と認めるときは、速やかに、別添様式第10号により償還の猶予の決定を行うものとする。

## 8 県からの指示

公社及び融資機関は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 就農支援資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 就農支援資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

## 9 貸付事業遂行状況報告

公社は、県貸付金の交付を受けた年度の9月30日現在における貸付事業の遂行状況を、別添様式第11号により翌月の20日までに知事に報告するものとする。

また、公社は第2の3の支払請求と併せて貸付事業遂行状況を報告することができるものとする。

## 10 実績報告

(1) 公社及び融資機関は、就農支援資金の貸付けの業務を行ったときは、

ア 公社にあっては、貸付けを行った年度の翌年度の5月31日までに

イ 融資機関にあっては、認定就農者からの就農施設等資金借受事業実施報告書(別添様式第21号)の受理後速やかに就農支援資金貸付業務実績報告書(別添様式第12号及び13号)を知事に提出しなければならない。

(2) (1)の実績が、県貸付金の貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、公社及び融資機関はその指示に従わなければならない。

## 11 帳簿書類の調査

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、公社及び融資機関は、これに応じなければならない。

## 12 認定就農者から徴収した違約金の納付義務

融資機関は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、認定就農者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

また、第4の2の(14)の規定により計算される違約金のうち、認定就農者が無資力その他の事由により、融資機関が徴収できなかつたものについては、県は融資機関に対し請求しないものとする。

#### 第4 認定就農者又は認定雇用者に対する貸付けの方法

公社及び融資機関は、県貸付金を財源として認定就農者又は認定雇用者に対する就農支援資金の貸付けを行う場合には、次の方法により行うものとする。

##### 1 公社による貸付けの方法

公社にあつては、法第12条第1項の規定に基づき、知事による認可を受けた就農支援資金貸付業務規程に従って、認定就農者又は認定雇用者に対する貸付けを行うものとする。

##### 2 融資機関による貸付けの方法

###### (1) 就農支援資金の貸付条件

ア 就農支援資金の利率は、無利子とする。

イ 就農支援資金の償還期間は、12年（5年以内の据置期間を含む。）とする。

ウ 就農支援資金の償還方法は、均等年賦償還の方法によるものとする。

エ 就農支援資金の償還期日は、事務合理化の観点から毎年度5月31日及び11月30日とする。

###### (2) 連帯保証人等

融資機関は、就農支援資金の貸付けに当たっては、認定就農者から連帯保証人若しくは担保を徴求し、又は認定就農者に対し農業信用基金協会の債務保証を受けさせるものとする。特に、申請者が未成年者であるときは、親権者又は後見人を連帯債務者とするものとする。

###### (3) 貸付けの申請

融資機関は、就農支援資金の貸付けの申請を就農支援資金貸付申請書（別添様式第14号）に次の書類を添えて行わせるものとする。この場合、融資機関は、農業信用基金協会の債務保証に付する必要があると認める認定就農者に対し、就農支援資金貸付申請書と併せて、債務保証委託申込書を提出させるものとする。

また、融資機関は、当該貸付申請を受けたときは、当該貸付申請に係る書類の審査等を行い、事業の目的及び内容が適切かどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、貸付けを行うべきものと認めたときは、知事に対し県貸付金に係る貸付申請書を提出するものとする。

ア 事業計画書（別添様式第15号）

イ 就農計画認定通知書及び認定就農計画の写し

ウ 親権者又は後見人の同意書（申請者が未成年である場合に限る。）（別添様式第16号）

エ 秋田県新規就農者総合融資制度に基づく資金利用計画承認通知書及び資金利用計画の写し

オ その他融資機関が必要と認める書類

###### (4) 貸付けの決定

融資機関は、第2の2により知事から県貸付金に係る貸付決定の通知を受けたときは、速やかに、認定就農者に対し別添様式第17号により貸付決定の通知を行うものとする。

###### (5) 貸付契約の締結

融資機関は、認定就農者との貸付契約の締結を、就農支援資金借用証書（別添様式第18号）により行うものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、当該借用証書の特約条項を厳守させるものとする。

あわせて、融資機関は、農業信用基金協会の債務保証に付する認定就農者に対し、農業信用基金協会に債務保証委託証書を提出させるものとする。

###### (6) 貸付決定の取消し

融資機関は、貸付決定後、長期にわたり貸付契約の見込みがない場合には、その貸

付決定を取り消すことができ、認定就農者に対しその旨を通知するものとする。

(7) 就農支援資金の交付

融資機関は、就農支援資金貸付金の交付を受けた後、認定就農者に対し、速やかに、就農支援資金の交付を行うものとする。

この場合、就農支援資金の交付は、認定就農者からの申請により、認定就農者の指定する預貯金口座への振込みをもって行うものとする。

(8) 事業計画等の変更

融資機関は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、認定就農者が事業計画又は資金計画を変更する場合（就農支援資金を借り受けて行う計画に係る事業費について、20%を超える増減を伴う場合に限る。）には、速やかに、就農支援資金事業計画変更申請書（別添様式第19号）を提出させるものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、秋田県新規就農者総合融資制度に基づく資金利用計画の変更の承認を事前に受けさせるものとする。

融資機関は、上記変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業計画又は資金計画を変更することがやむを得ないと判断したときは、就農支援資金事業計画（資金計画）変更承認通知書（別添様式第20号）により、認定就農者に通知するものとする。

なお、事業計画又は資金計画の変更を行った認定就農者について、当初の貸付決定額が変更後の資金計画を上回った場合には、その差額について事業計画又は資金計画の変更の承認後、速やかに、繰上償還させるとともに、融資機関は県に対して県貸付金の繰上償還を併せて行うものとする。

(9) 事業完了の報告等

融資機関は、認定就農者に対し、事業完了後30日以内に、就農施設等資金借受事業実施報告書（別添様式第21号）その他事業が適正に完了したことが認められる書類を提出させるものとする。

また、融資機関は、認定就農者の就農施設等資金借受事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められたときは、速やかに、知事に対し第3の10の実績報告を行うものとする。

(10) 償還金の支払猶予

融資機関は、認定就農者が地方自治法施行令第171条の6に規定する事由により、償還金の支払いが困難であると認められるときは、その支払いを猶予することができるものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、償還期日の40日前までに就農支援資金償還猶予申請書（別添様式第22号）を提出させるとともに、償還期日の30日前までに、知事に対し第3の7の（1）のイの県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還猶予申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の7の（2）の就農支援資金貸付金償還猶予決定通知書を受理したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金償還猶予承認通知書（別添様式第23号）により償還金の支払猶予を承認した旨通知するものとする。

(11) 就農支援資金の繰上償還

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、就農支援資金繰上償還申請書（別添様式第24号）を提出させるものとする。この場合、繰上償還を行う場合の償還日は、事務の合理化の観点から極力、毎年度、7月31日及び11月30日とする。ただし、事業計画、資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたときには、（8）に規定する事業計画等の変更を伴う場合にあつては事業計画等の変更承認後、その他の場合にあつては（9）に規定する事業完了の報告後、速やかに、繰上償還を行うものとする。

また、融資機関は、認定就農者の繰上償還を認めた場合には、就農支援資金繰上償還承認通知書（別添様式第25号）により、その旨を借受者に通知するとともに、第3の2により、知事に対し県貸付金の繰上償還を行う旨を通知するものとする。

#### (12) 就農支援資金の償還方法の変更

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の償還方法を変更しようとする場合（(10)及び(11)に係るものを除く。）には、就農支援資金償還方法変更申請書（別添様式第26号）を提出させるとともに、速やかに、知事に対し第3の3の県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還方法変更申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の3の就農支援資金貸付金償還方法変更承認通知書を受領したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金償還方法変更承認通知書（別添様式第27号）により償還方法の変更を承認した旨通知するものとする。

#### (13) 就農支援資金の一時償還

融資機関は、認定就農者又は認定農業者が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。また、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、県に対し県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 償還期間中に離農した又は離農させたとき

イ 償還金の支払いを怠ったとき

ウ 貸付金を貸付目的以外の用途に使用したとき

エ 借受金を長期にわたり使用しないとき

オ 正当な理由がなく貸付条件に違反したとき

カ 融資機関に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

キ 仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき

ク 租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき

ケ 融資機関に対し数箇の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき

コ 就農計画等の不実記載があったと認められるとき

サ 借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき（新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る。）

シ その他債権保全上著しい支障があると認められるとき

#### (14) 違約金

融資機関は、認定就農者が支払期日に償還金又は一時償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

また、融資機関は、認定就農者が貸付金を貸付目的以外の用途に使用したときは、貸付目的以外に使用された金額につき、認定就農者が一時償還を請求された場合にあっては貸付契約を締結した日から融資機関が一時償還の期限として定めた日までの日数に応じ、認定就農者が一時償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあっては貸付契約を締結した日からその弁済の日までの日数に応じ、年12.25%の割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

#### (15) 償還金の督促

融資機関は、認定就農者が償還期日を経過した後、なお償還金を支払わない場合には、認定就農者等に対し、文書その他適当と認められる方法で支払いの督促を行うものとする。

#### (16) 借用証書等の返還

融資機関は、借受者が償還金を完済したときは、速やかに、借用証書等を返還するものとする。

(17) 農業信用基金協会の債務保証の取扱い

農業信用基金協会が行う債務保証の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、同協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるものとする。

第5 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は平成13年11月30日から施行する。

附則

この要領は平成21年8月4日から施行する。

附則

この要領は平成21年9月16日から施行する。

附則

この要領は平成22年4月15日から施行する。

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成24年8月1日から施行する。

附則

この要領は平成25年12月6日から施行する。

附則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

別記1

資金の種類	資金の種目	資金の用途	認定就農計画に従って就農しようとする者の年齢	貸付限度額	償還期間	据置期間	貸付利率	対象期間
就農研修資金	研修教育施設研修	農業大学校、民間研修教育施設等での研修に必要な授業料、教材費、研修視察費等の費用先進農家等における国内研	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 (中高年) 40歳以上	1か月 5万円	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 12年以内(据置期間を含む) 条件不利地域の場合 20年以内(据置期間を含む)	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 4年以内(研修期間を含む) 条件不利地域の場合 9年以内(研修期間を含む)	無利子	研修期間内
	農家研修	修に必要な旅費、調査分析機器購入費、研修視察費等の費用	55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)	1か月 15万円	(中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)	(中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)		
	海外研修	先進農家等における海外研修に必要な旅費、図書等購入費、滞在費等の費用	(青年) 15歳以上 40歳未満の者	200万円 (1回限り)	(中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)	(中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)		
	指導研修	普及指導員等の指導を受けて行う研修に必要な先進地等研修費、専門書等購入費、調査分析機器購入費、研修教材用簡易施設設置費、肥料費等初次的教材費等の費用	(青年) 15歳以上 40歳未満の者	200万円 (1回限り)	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 7年以内(据置期間を含む) 条件不利地域の場合 12年以内(据置期間を含む)	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 2年以内(研修期間を含む) 条件不利地域の場合 5年以内(研修期間を含む)		
就農準備資金	就農準備	就農の準備に必要な就農先調査旅費、資格取得費、滞在費、住居移転費(敷金・礼金を含む)等の費用	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 (中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)	200万円 (1回限り)	(青年) 15歳以上 40歳未満の者 7年以内(据置期間を含む) 条件不利地域の場合 12年以内(据置期間を含む)	研修資金の指導研修のみ行う青年にあつては1年以内(研修期間を含む) 条件不利地域の場合 6年以内(研修期間を含む)		
就農施設等資金	施設整備等	農業経営を開始する際に必要な機械、施設又は資材の購入等の費用	(青年) 15歳以上 40歳未満の者	3,700万円 (2,800万円を超える場合は事業費の1/2以内)	12年以内 (据置期間を含む)	5年以内		就農5年度目まで
			(中高年) 40歳以上 55歳未満の者 (知事特認で65歳未満まで可)	2,700万円 (1,800万円を超える場合は事業費の1/2以内)				



就農支援資金貸付金貸付申請書

番 年 月 日 号

秋田県知事 様

名 称 { (公社) 秋田県農業公社  
○○農業協同組合  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条第2項に規定する就農支援資金の貸付けを実施するため、秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領第2の1の規定により、下記のとおり貸付金を借用したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、借用の上は、秋田県就農支援資金貸付等要領第3及び第4の規定を遵守します。

記

1 就農支援資金貸付金借入額 円

2 関係書類  
別紙のとおり

※1 青年農業者等育成公社にあつては、別紙として資金管理計画を添付する。

2 融資機関にあつては、認定就農者から提出のあつた別添様式第14号の就農支援資金貸付申請書の写しを添付する。

別紙（関係書類）

資金管理計画

（単位：千円）

別 区分		月	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	計
		貸 付 財 源	前年度繰越額				
認定就農者及 び認定雇用者 からの償還額							
県の貸付額							
運用益の額							
計							
県への償還額							
貸 付 金	認 定 就 農 者	就農研修資金					
		就農準備資金					
		就農施設等資金					
		小計					
	認 定 雇 用 者	就農研修資金					
		就農準備資金					
		就農施設等資金					
		小計					
計							
差引財源							

名 称 { (公社) 秋田県農業公社  
〇〇農業協同組合  
代表者 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった就農支援資金貸付金については、秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領第2の2の規定により下記のとおり貸し付けることを決定します。

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 印

1 貸付金額 金 円

2 貸付けの条件

- (1) 就農支援資金に係る法令、国の通知及び秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領に従わなければならない。
- (2) 貸付金の償還期間は〇〇年（うち据置期間〇年）とする。
- (3) 貸付金の償還方法は〇〇〇〇償還によるものとし、償還期日は、毎年度〇月〇日（及び〇月〇日）とする。

3 その他必要な事項

就農支援資金貸付金支払請求書

番 年 月 号  
日

秋田県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
〇〇農業協同組合  
代表者 〇 〇 〇 〇 印

平成 年 月 日付け秋田県指令第 号で貸付決定のあった就農支援資金貸付金については、(第 回交付分として) 下記のとおり支払いを請求します。

記

今回支払請求金額 円

(内訳)

	金 額
貸付決定を受けた金額 ①	円
既に交付を受けた金額 ②	円
今回支払請求額 ③	円
差引金額 ①－②－③	円

別添様式第4号（第2の3関係）

資 金 計 画

（単位：千円）

区 分		○月末現在	○月計画	
収 入	前年度（前期）繰越額	A	C	E
	認定就農者からの償還額			
	認定雇用者からの償還額			
	県 の 貸 付 金			
	運 用 益 金			
	合 計 ①			
支 出	認定就農者への貸付額			
	認定雇用者への貸付額			
	国の貸付金償還額			
	合 計 ②			
次 期 繰 越 額 ①－②		B	D	

- （注） 1 「○月末現在」の欄は、実績（見込み）を記入する。  
 2 「○月計画」の欄は、必要に応じ県の貸付金を借りる月以降の月も記入する。  
 3 Aは前年度繰越額、C及びEは前期繰越額を記入する。  
 この場合、 $B = C$ 、 $D = E$ とする。

番 年 月 号 日

〇〇県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
〇〇農業協同組合  
代表者 〇 〇 〇 〇 印

就農支援資金貸付金借用証書の提出について

平成 年 月 日付で支払いを受けた就農支援資金貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

別添

収入  
印紙  
貼付

就農支援資金貸付金借用証書

番 年 月 号 日

名 称 (公社) 秋田県公社  
〇〇農業協同組合  
代表者 〇 〇 〇 〇 印

- 1 就農支援資金貸付金 金 円を借用しました。
- 2 就農支援資金に係る法令、国の通知及び秋田県就農支援資金貸付等要領第3及び第4の規定を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

償還回数	償 還 期 限	償 還 金 額
第1回目 第2回目 ・ ・ ・	年 月 日	円
合 計		

番 号  
年 月 日

秋田県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
 ○○農業協同組合  
 代表者 ○ ○ ○ ○ 印

就農支援資金貸付金繰上償還の通知について

平成 年 月 日付で借用した就農支援資金貸付金について、下記のとおり繰上償還をしますので、秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領第3の2の（1）の規定により通知します。

記

1 繰上償還期日及び償還金額  
 年 月 日 借用分

繰上償還回数	償還期日	償還金額
第1回		円
第2回		
・		
・		
・		
・		
合 計		

記入上の注意

- 1 借用年月日ごとに作成する。
- 2 償還期日は、貸付等要領第3の2の(2)の規定により、極力7月31日及び11月30日とする。
- 3 償還金額は、償還の総額を記入することとし、必要に応じて（ ）書きで貸付け時に決められた基本の償還金額を記入すること。

2 上記繰上償還の考え方

就農支援資金貸付金償還方法変更申請書

番 号  
年 月 日

秋田県知事 様

名 称 ○○農業協同組合  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付けで借用した就農支援資金貸付金について、下記のとおり償還方法の変更を承認願いたく申請します。

記

(変更前)

借受金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

(変更後)

借受金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

変更理由

(添付書類) 認定就農者の就農支援資金償還方法変更申請書の写し



就農支援資金貸付金償還方法変更承認通知書

番 号  
年 月 日

（公社）秋田県農業公社  
  農業協同組合  
    殿

秋田県知事     印

平成 年 月 日付けで貸し付けた就農支援資金貸付金については、平成 年 月 日付け申請のとおり、償還方法の変更を承認したので通知します。

記

（変更前）

貸付金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

（変更後）

貸付金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

就農支援資金貸付金償還猶予申請書

番 号  
年 月 日

秋田県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
 〇〇農業協同組合  
 代表者 〇 〇 〇 〇 印

平成 年 月 日付けで借用した就農支援資金貸付金について、下記のとおり償還を猶予願いたく申請します。

記

(変更前)

借受金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月	日
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

(変更後)

借受金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月	日
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

変更理由

- (添付書類) 1. 認定就農者又は認定雇用者の被災等を証明する書類  
 2. 認定就農者又は認定雇用者の償還猶予申請書の写し

就農支援資金貸付金償還猶予決定通知書

番 号  
年 月 日

〔（公社）秋田県農業公社  
〇〇農業協同組合  
〇 〇 〇 〇 殿

秋田県知事 〇 〇 〇 〇 印

平成 年 月 日付けで貸し付けた就農支援資金貸付金については、平成 年 月 日  
付け申請のとおり、償還を猶予することを決定したので通知します。

記

（変更前）

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月	日	
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

（変更後）

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月	日	
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

別添様式第11号（第3の9関係）

平成 年度就農支援資金貸付事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

秋田県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付けで借用した就農支援資金貸付金について、秋田県就農支援資金貸付等要領第3の9の規定により、下記のとおりその遂行状況を報告します。

記

区分		月別	年間計画	○月末現在	遂行割合	備 考
貸付財源	前年度繰越額		千円	千円	%	
	認定就農者及び認定雇用者からの償還額					
	県の貸付額					
	運用益の額					
	計					
県への償還額						
貸付金	認定就農者	就農研修資金				
		就農準備資金				
		就農施設等資金				
		小計				
	認定雇用者	就農研修資金				
		就農準備資金				
		就農施設等資金				
		小計				
計						
差引財源						

平成 年度就農支援資金貸付業務実績報告書

番 年 月 日 号

秋田県知事 様

名 称 (公社) 秋田県農業公社  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度就農支援資金貸付業務を実施したので、秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領第3の10の（1）の規定により、下記のとおり書類を添えて報告します。

記

- 1 平成 年度就農支援資金貸付金借入実績
- 2 平成 年度就農支援資金貸付金借入残高
- 3 平成 年度就農支援資金資金別貸付実績
- 4 認定就農者及び認定雇用者に係る違約金実績
- 5 収支決算書

※国の貸付金に係る実績報告書に準じて作成する。

就農支援資金貸付業務実績報告書

番 年 月 日 号

秋田県知事 様

名 称 ○○農業協同組合  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付けで借用した就農支援資金貸付金により、就農支援資金貸付業務を実施したので、秋田県就農支援資金貸付金貸付等要領第3の10の（1）の規定により、下記のとおり書類を添えて報告します。

（就農支援資金貸付金借入実績）

貸付決定番号		貸付決定日	平成 年 月 日
貸付金額	金 円	貸付実行日	平成 年 月 日

（認定就農者に対する貸付実績）

貸付けの相手方	住 所 氏 名 就農計画認定番号		
貸付金額	金 円	貸付実行日	平成 年 月 日

記

- 1 認定就農者から提出のあった事業実施報告書の写し
- 2 認定就農者の借用証書の写し



別添様式第15号(第4の2の(3)のア関係)(改正後)

事業計画書(就農施設等資金)

1. 生産計画

生産に供する農地等、常時飼養家畜、施設関係		計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	目 標 ( 年度)	単 位
農地、採草放牧地	田						10a
	畑						10a
	その他( )						10a
	合計面積 (うち借入地)	( )	( )	( )	( )	( )	10a 10a
常時飼養家畜 ※	経産牛、繁殖雌牛						頭
	肥育牛、繁殖雌豚、成鶏、ブロイラー						頭・千羽
	その他( )						
施設関係	温室面積						m <sup>2</sup>
	施設用地面積 (うち借入地)	( )	( )	( )	( )	( )	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

- ※1 常時飼養家畜欄は、飼養する家畜の種類を○で囲んで、それぞれの飼養頭羽数を右の各欄に記入すること。  
 2 新たに開始する一の区分された経営(部門経営)にあつては、認定就農者が担当する部門の経営について記入すること。(以下、本事業計画書においては、同様に記入すること。)

作付内容、生産・販売物 (作業受託を含む)	単 価		単位生産量		作付面積、生産・販売数量、作業受託面積など※					
	目 標	単 位	目 標	単 位	計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	計 画 ( 年度)	目 標 ( 年度)	単 位
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※耕種部門の場合は延べ作付面積を記入すること。全面・部分作業受託の場合は、受託作業ごとの受託面積(育苗、乾燥・調製は面積換算)を記入すること。

○生産計画の基礎となる事項

項 目	金 額	単 位	項 目	金 額	単 位
共 支払地代単価		千円/10a	酪 濃厚飼料総給与量		t/年
	常時雇用単価	千円/人・年		濃厚飼料平均価格	
通 臨時雇用単価		千円/人・日	農 粗飼料総給与量(乾燥、生草)		t/年

○目標年度における労働力

氏 名	続 柄	年 齢	住 所	農業従事日数 (予定)	備 考 (農業関係経歴: 学校、研修、職業等)
	申請者	歳			〇〇県農業大学校卒、農家研修2年間
	配偶者	歳			
		歳			
		歳			
		歳			

※常時雇用者がある場合には、続柄の欄に「常時雇用者」と記入すること。



※新たに開始する一の区分された経営（部門経営）を担当する者のみ記入する。

○自家経営の概要

経営主の氏名	(認定就農者との続柄： )				
経営主の住所					
経営主の状況	・年齢： 歳 ・農業者年金の加入状況： 1 加入 2 未加入 ・経営移譲年金裁定請求の予定： 1 無 2 有 ( 年 月 頃)				
経営主 の営 概 況	経営規模及び生産額				所得
	部門名	規模	生産量	生産額 千円	
	計				千円

※部門名は、稲作、酪農等を記入し、基幹部門に○印を付すこと。

○認定就農者の預貯金口座の開設

開設時期： 年 月

2. 事業計画及び資金計画

(1) 事業計画

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費 (単位：千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

- ※1 目標年度までのすべての投資内容（運転資金を含む。）を記入すること。  
 2 農地等を取得する場合は、田、畑などの用途と、自作地・小作地の別を記入すること。  
 3 補助金の交付が予定されている事業は、備考欄に補助事業名を記入すること。  
 4 自己資金のみによる投資を含めて記入すること。

(2) 資金計画

調達年度	事業費 (単位：千円)	資金調達方法						
		自己資金	補助金等	制度資金	資金名	利率	償還期間	うち据置期間
1						%	年	年
2						%	年	年
3						%	年	年
4						%	年	年
5						%	年	年
6						%	年	年
7						%	年	年
8						%	年	年
9						%	年	年
10						%	年	年
合計								

- ※1 「(1) 事業計画」の番号ごとに、事業費及び資金調達方法を記載すること。  
 2 事業費の合計については、「(1) 事業計画」の事業費の合計と一致させること。

3. 収支計画

(単位：千円)

科 目 ※		目標 ( 年度)
収 入	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
その他 ( )		
計 A		
経 費	原 材 料 費	
	施 設 ・ 機 械 費	
	うち減価償却費(B1)	
	出 荷 販 売 経 費	
	雇 用 労 賃	
	支 払 利 息	
	支 払 地 代	
	そ の 他	
計 B		
農 業 所 得 A - B		
所 得 税 C		
家 計 費 D		
償 還 額 E		
うち就農施設等資金に係る償還額		

$(A-B+B1)$

千円

⇕

$(C+D+E)$

千円

- ※1 「1. 生産計画」の作付内容、生産・販売物欄の番号に合わせて記入すること。
- 2 「償還額E」については、「2の(2)資金計画」において記載したすべての資金について、その償還額の合計が最大となる年度における償還額の合計を記入すること。
- 3 (A-B+B1)の額と(C+D+E)の額とが均衡のとれたものとなるようにすること。

○既往借入金の状況 ( 年 月 日現在)

資金名又は借入先	主な資金の用途	借入年月	現在残高 (単位：円)	利 率	償 還 期 間	う ち 掘 置 期 間	備 考
1		年 月		%	年 月	年 月	
2		年 月		%	年 月	年 月	
3		年 月		%	年 月	年 月	
4		年 月		%	年 月	年 月	
5		年 月		%	年 月	年 月	
合 計							

※ 就農研修資金、就農準備資金、住宅購入資金等について記入すること。

## 4. 償還計画

(単位：円)

経営開始後 年次	区分 ----- 残高	就農支援資金(就農施設等資金)					合計 ①+②+③+④+⑤
		今回申請①	既借受分②	既借受分③	既借受分④	既借受分⑤	
(1年目)平成	年						
(2年目)平成	年						
(3年目)平成	年						
(4年目)平成	年						
(5年目)平成	年						
(6年目)平成	年						
(7年目)平成	年						
(8年目)平成	年						
(9年目)平成	年						
(10年目)平成	年						
(11年目)平成	年						
(12年目)平成	年						
(13年目)平成	年						
(14年目)平成	年						
(15年目)平成	年						
(16年目)平成	年						
(17年目)平成	年						

## 同意書

〇〇農業協同組合  
〇〇長 × × × × 様

(親権者)  
住所  
氏名 印

(親権者)  
住所  
氏名 印

(後見人)  
住所  
氏名 印

次の未成年者が、〇〇〇〇から就農支援資金（就農施設等資金）  
円を借り受けることに同意します。

### 記

借受者 住所  
氏名  
(生年月日 年 月 日 (満 歳))

備考：  
[ ]

- (注) 1 父母の一方が親権を行使できないとき又は親権者がいないときは、その理由を備考欄に記入する。  
2 親権者がいないときは、後見人をもって充てることとする。

## 就農支援資金貸付決定通知書

様

〇〇農業協同組合

〇〇長 × × × × 印

先に申請された就農支援資金（就農施設等資金）の貸付けについては、次のとおり決定します。

1 貸付決定番号：

2 借受者 住所  
氏名

3 貸付決定金額  円

4 償還期間： 年（据置期間： 年）

償還期日： 月日

5 償還内容

回	償還期日	償還額	回	償還期日	償還額
1	年 月 日	円	7	年 月 日	円
2	年 月 日	円	8	年 月 日	円
3	年 月 日	円	9	年 月 日	円
4	年 月 日	円	10	年 月 日	円
5	年 月 日	円	11	年 月 日	円
6	年 月 日	円	12	年 月 日	円

6 連帯債務者 住所  
氏名

連帯保証人 住所  
氏名

住所  
氏名

7 その他の貸付条件

収入  
印紙  
貼付

平成 年 月 日

## 就農支援資金借用証書

借用金額	円					
資金の種類	就農施設等資金					
資金の用途	設備資金（及び運転資金）					
利率	無利子					
据置期限	平成 年 月 日					
償還期限	平成 年 月 日					
支払期日	回	支払期日	償還金額	回	支払期日	償還金額
	1	年 月 日	円	7		
	2			8		
	3			9		
	4			10		
	5			11		
	6					
元金対当場所						

上記の通り正に借用し、金員を受領いたしました。については、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

平成 年 月 日

〇〇農業協同組合  
〇〇長 × × × × 様

債務者 住所 氏名 印

連帯債務者 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

住所 氏名 印

## 特約条項 (別添様式第18号裏面)

(借受金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、この借受金をこの証書に記載された用途のみに使用する。

(借受金額の限度)

第2条 乙が借受けすることができる金額は、貸付対象事業費に相当する額を限度とする。

(一時償還)

第3条 乙は、〇〇農業協同組合(以下「甲」という。)が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をしたときには、償還期限にかかわらず、借受金の全部又は一部を弁済する。

- (1)乙が離農するとき。
- (2)乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (3)乙がこの借受金を、この証書に記載された用途以外に使用したとき。
- (4)乙がこの借受金を、長期にわたり使用しないとき。
- (5)事業計画、資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、この借受金に余剰が生じたとき。
- (6)乙がこの資金の借受けに際し、又は借受け後この借受金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (7)乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- (8)乙が支払いを停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき
- (9)乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (10)乙が甲に対し数箇の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (11)就農計画等の不実記載があったと認められるとき。
- (12)乙が借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき(新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る。)
- (13)その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(相殺)

第4条 乙は第3条の規定により、一時償還の請求を受けたときは、預貯金、留保金等と甲の乙に対する貸付金債権とにつき、対等額において相殺されても異議を申し立てない。

(報告)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1)この資金の借受けに係る事業計画及び資金計画を変更したとき並びに事業を完成したとき。
- (2)乙の住所若しくは氏名に変更を生じ、又は乙、連帯債務者及び連帯保証人の死亡その他これに準ずる事実が発生したとき。
- (3)乙、連帯債務者及び連帯保証人の資産若しくは事業の内容に著しい変動が生じたとき又はそのおそれのあるとき。
- (4)その他甲が指示するとき。

(調査)

第6条 乙は、甲の役職員又は甲の委嘱を受けた者が乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第7条 乙、連帯債務者及び連帯保証人は、この借受金債務の弁済として数箇の給付をなすべき場合又は甲からの借受金が他にもある場合において、借受金の全部を弁済するに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの借受金の弁済に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第8条 乙は、この証書に記載された支払期日又は第3条の規定により一時償還を請求された場合における甲の指定期日までに弁済しないときは、その支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じ、弁済すべき元金につき年12.25%の割合で計算した違約金を甲に支払う。

2 乙は、第1条の規定に違反したときは、甲からの請求に基づき、この証書に記載された用途以外に使用された金額に対し、この契約を締結した日から甲が定める日(乙が第3条の規定により一時償還を請求された場合にあっては甲が一時償還の期限として定めた日とし、乙が一時償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあってはその弁済の日とする。)までの日数に応じ、年12.25%を乗じて得た額を違約金として甲に支払う。

3 乙の借受金の額が貸付対象事業費の減少により第2条に定める限度を超えた場合において、第5条第1号の報告につき故意若しくは重大な過失により虚偽の報告をし、又は報告をしなかったときは、第2条に定める限度を超えた金額に対し、前項の規定を準用する。

(担保の提供)

第9条 乙は、この借受金の担保として、甲の指定した資産の上に別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

2 乙は、この借入金により改良、造成、復旧又は取得する末尾記載の資産が登記の対象となり得る状態になったときは、遅滞なく当該資産の上に第一順位の抵当権を設定し、甲と協力して登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

(ネガティブ・クローズ)

第10条 乙は、甲の指定した資産については、あらかじめ甲の承認を得ずにこれを他に譲渡し、賃貸し又は担保に供する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙は、甲から請求を受けた場合には、前項の規定により指定された資産の上に抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

(担保の保全)

第11条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し、その現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙は、担保として提供した自己の資産の価額が、滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告する。

(担保又は連帯保証人等の追加)

第12条 乙は連帯債務者及び連帯保証人につき、第3条第8号、第9号又は第10号に定める事由が発生した場合その他甲が債権保全上必要と認めた場合において、甲から担保又は連帯債務者若しくは連帯保証人の追加の請求を受けたときは、遅滞なくこれに応ずる。

(損害保険)

第13条 乙は、担保として甲に提出した資産であって損害保険の対象となり得るものに対し、甲が免除した場合を除くほか、損害保険を付しこれを継続する。

2 乙は、保険金請求権を甲に質入れする。



- 3 乙は、第1項に定める損害保険契約以外に同一資産につきさらに付保する場合には、あらかじめ甲に協議し、その指示に従う。
- 4 乙は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、保険者に提出すべき書類の作成及び損害填補額の協定につき、あらかじめ甲の承認を受けけるものとし、損害填補額につき保険者と協定が成立しない場合には、甲が乙に代わって協定を締結しても異議を申し立てない。
- 5 乙は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、償還期限にかかわらず、保険金が乙の借入金債務の弁済に充当されることを承認する。  
(連帯債務者及び連帯保証人)
- 第14条 連帯債務者及び連帯保証人は、乙の一切の債務につき、乙と連帯し、かつ、連帯債務者及び連帯保証人相互間で連帯して履行の責を負う。  
(法定代位者の変動)
- 第15条 乙、連帯債務者又は連帯保証人は、甲が他の連帯債務者又は連帯保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても、異議を申し立てない。  
(法定代位者が弁済した場合の求償制限)
- 第16条 連帯債務者又は連帯保証人は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。  
(合意管轄)
- 第17条 乙、連帯債務者、連帯保証人及び甲は、この契約に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。  
(公正証書の作成)
- 第18条 乙、連帯債務者又は連帯保証人は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を承諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行う。  
(費用負担)
- 第19条 乙は、一切の費用を負担するものとする。
- 2 甲が乙に代わって登記を行い、又は公正証書の作成を委嘱し、その他債権保全のため費用を立て替えて支払った場合には、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、立替日数に応じ、立替金に相当する金額につき年12.25%の割合の利子を甲に支払うものとする。

## 第9条第2項の資産の表示

平成 年 月 日

## 就農支援資金事業計画変更申請書

〇〇農業協同組合

〇〇長 × × × × 様

住所  
氏名

印

さきに貸付決定を受けた就農支援資金（就農施設等資金）に係る事業計画（又は資金計画）を、次のとおり変更したいので申請します。

### 記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額
年 月 日		円

2 変更内容

	当初計画		変更後計画		増減 (B)-(A)
	事業内容	事業費 (A)	事業内容	事業費 (B)	
事業計画		円		円	
	計		計		
資金計画	就農支援資金 (就農施設等資金)		就農支援資金 (就農施設等資金)		
	その他		その他		
	計		計		

3 変更理由

平成 年 月 日

## 就農支援資金事業計画変更承認通知書

様

○○農業協同組合

○ ○ 長 × × × × 印

平成 年 月 日付けで申請のあった事業計画（又は資金計画）の変更については、次のとおり承認します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額
年 月 日		円

2 変更内容

	当 初 計 画		変 更 後 計 画		増減 (B)-(A)
	事 業 内 容	事業費(A)	事 業 内 容	事業費(B)	
事業 計 画		円		円	
	計		計		
資 金 計 画	就農支援資金 (就農施設等資金)		就農支援資金 (就農施設等資金)		
	そ の 他		そ の 他		
	計		計		

**【連絡事項】**

平成 年 月 日

## 就農施設等資金借受事業実施報告書

〇〇農業協同組合  
〇〇長 × × × × 様

住所  
氏名

印

さきに借り受けた就農支援資金（就農施設等資金）については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

### 記

#### 1. 借受状況及び事業実施状況

事業実績				
投資内容	規模・能力	数量	金額	領収書番号
			円	

平成 年 月 日

就農支援資金償還猶予申請書

〇〇農業協同組合  
 〇 〇 長 × × × × 様

債務者 住所  
 氏名 印  
 (連帯債務者) 住所  
 氏名 印  
 (連帯保証人) 住所  
 氏名 印

平成 年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定を受けた就農支援資金（就農施設等資金）について、次のとおり償還猶予を申請いたします。

記

(変更前)

借受金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

(変更後)

借受金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

変更理由

(添付書類) 被災等を証明する書類

## 就農支援資金償還猶予承認通知書

様

〇〇農業協同組合

〇〇長 × × × × 印

平成 年 月 日付けで申請のあった償還猶予の申請については、次のとおり承認します。

記

(変更前)

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

(変更後)

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月 日		
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

連絡事項

平成 年 月 日

### 就農支援資金繰上償還申請書

〇〇農業協同組合  
〇〇長 × × × × 様

債務者	住所	
	氏名	印
(連帯債務者)	住所	
	氏名	印
(連帯保証人)	住所	
	氏名	印

さきに貸付決定を受けた就農支援資金（就農施設等資金）について、次のとおり繰上償還をしたいので申請いたします。

#### 記

1 繰上償還額 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

平成 年 月 日

## 就農支援資金繰上償還承認通知書

様

○○農業協同組合  
○ ○ 長 × × × × 印

平成 年 月 日付けで申請のあった就農支援資金の繰上償還については、次のおり承認します。なお、繰上償還金は、別添納入通知書により平成 年 月 日までに納入願います。

記

1 繰上償還額 円

（貸し付けている資金）

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	繰上償還額	貸付残高
年 月 日		円	円	円	円

2 償還計画表

（変更前）

貸付金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

（変更後）

貸付金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			



平成 年 月 日

就農支援資金償還方法変更申請書

〇〇農業協同組合  
 〇〇長 × × × × 様

債務者 住所 印  
 氏名  
 (連帯債務者) 住所 印  
 氏名  
 (連帯保証人) 住所 印  
 氏名

平成 年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定を受けた就農支援資金（就農施設等資金）について、次のとおり償還方法の変更を申請いたします。

(変更前)

借受金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

(変更後)

借受金額		金 円	
償還期間	据置期間	償還期日	
年	年	月 日	
償還内容			
回	償還期日	償還額	備考
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			
6			

変更理由

平成 年 月 日

### 就農支援資金償還方法変更承認通知書

様

〇〇農業協同組合  
〇〇長 × × × × 印

平成 年 月 日付けで申請のあった償還方法の変更の申請については、次のとおり承認します。

(変更前)

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月	日	
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

(変更後)

貸付金額		金		円
償還期間	据置期間	償還期日		
年	年	月	日	
償還内容				
回	償還期日	償還額	備考	
1	年 月 日	円		
2				
3				
4				
5				
6				

連絡事項